

平成18年度社会保険庁予算の主要事項

＜社会保険庁改革の推進＞

効率的で質の高い社会保険サービスの実現と国民の信頼回復に向けて、平成20年10月を目途に社会保険庁を廃止し、公的年金は新たに設置する厚生労働省の特別の機関において、政管健保は国から切り離し新たに設置する公法人において、それぞれ運営を担うこととするなど、解体的出直しを行うこととし、次期通常国会に改革関連法案を提出する。

また、新組織の発足に向けて、国民サービスの向上、保険料収納率の向上、予算執行の無駄の排除等の取組を徹底することとし、もう一段の業務改革・組織改革・意識改革を総合的に推進する。

◇ 社会保険庁事業運営費 5,324億円 → 4,952億円
対前年度 ▲371億円

I 国民サービスの向上

国民の視点に立ったお客様志向の社会保険サービスを実現するため、「行政サービスのトップランナー」を目指した取組を推進する。

国民に年金加入状況の積極的な情報提供を実施する。

○ 年金加入記録通知の送付

0.7億円【新規】

被保険者が、将来の年金受給権について意識し、年金制度の重要性を再認識していただけるよう被保険者期間の中間点（35歳）における年金加入の状況の送付を実施する。

国民のニーズに応じた年金相談の充実を図る。

○ 年金相談体制の充実

79億円→69億円

中央年金相談室の電話相談体制を拡充（180人体制）するとともに、全国共通電話番号を導入し、中央年金相談室と全国23カ所の年金電話相談センターとのネットワーク化による応答率の向上を図る。また、年金相談センターについては、地域のニーズに応じた配置の見直しを行う。

国民の立場に立って手続きの利便性の向上を図る。

○ 国民年金の免除申請手続きの簡素化

0. 6 億円【新規】

国民年金の全額免除又は若年者納付猶予の承認を受けた被保険者から事前に申し出があった場合には、翌年度以降、所得要件を満たせば申請書の提出を省略できる仕組みを導入する。（手続きの簡素化により、納付書の発行経費を節減）

○ 裁定請求書の事前送付

3 億円→4 億円

年金請求者の利便性の向上を図るため、年金支給年齢に到達する直前に、あらかじめ年金加入履歴等を記載した「裁定請求書」を送付する。

○ 住基ネットを活用した生存確認の変更

9 億円→18 億円

年金受給者に対するサービスの向上及び業務の効率化を図る観点から、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して生存確認を行うことにより、現況届の提出を省略する。

国民にわかりやすく的確に伝達する年金広報・教育を充実する。

○ 年金制度の周知

15 億円→10 億円

年金制度内容の理解促進を図るために、広報内容について創意工夫を凝らすとともに、より効率的・効果的な広報の実施を図る。また、中・高校生を対象とした年金教育を拡充し、学校における年金教育を一層推進するほか、大学における年金セミナー実施のための取組を推進する。

（年金広報用冊子等の種類、部数、配布先の見直し等により、経費を節減）

首都圏におけるサービス提供体制を見直す。

○ 首都圏の社会保険事務所の配置見直し（社会保険事務所の3増3減）

管轄地域の人口が100万人を超える大規模事務所では、相談窓口の混雑による国民へのサービス提供及び国民年金保険料の収納対策業務に支障が生じていることから、埼玉県越谷市、千葉県市川市、東京都青梅市に社会保険事務所を新設するとともに、全体の事務所数を増やさないために、東京23区のうち1区に2箇所配置されている事務所を統合して、一方を振替廃止（日本橋、神田、大森）する。

政府管掌健康保険のサービス内容の充実を図る。

- **政管健保における被保険者サービスの充実** **428億円→443億円**
被保険者のニーズに対応した健康診断を推進する観点から、健診の受診者の拡大を図る。
・受診者数 3,610千人→4,031千人

国民のニーズを的確に把握する広聴機能を充実する。

- **定期的なお客様満足度調査の実施** **5百万円【新規】**
社会保険事務所や年金相談センターを来訪される方々にアンケートを実施し、窓口サービスについての満足度を継続的に把握し、その結果をもとに改善のための対策を講じ、一層のサービスの向上を図る。

II 保険料収納率の向上

年度別行動計画に基づく納付督促活動の徹底した進捗管理と達成状況の検証による着実な収納対策を実施する。

- **国民年金保険料収納対策の強化** **132億円→140億円**
公的年金制度の安定的な運営を図るため、より効率的で効果的な徴収業務を全国的に展開し、国民年金保険料の収納対策を一層強化する。
- ・徹底した強制徴収の実施（強制徴収対象者の拡大）
 - ・所得情報を活用した免除勧奨
 - ・口座振替への移行勧奨
 - ・長期未納者に対する職員による戸別訪問の実施
 - ・集合徴収の実施の強化（467万件→1,836万件）
 - ・催告状及び電話による納付督促の強化
（催告状：3,493万件→3,634万件、電話納付督促：376万件→575万件）
 - ・国民年金推進員の増員（3,108人→3,334人）
 - ・クレジットカードによる保険料納付の導入

国民年金未加入者の適用対策の強化を図る。

○ 国民年金未加入者の適用対策の実施

8億円→4億円

国民年金未加入者について、その把握に努め届出勧奨を実施するとともに、勧奨しても届出がない者に対しては、職権適用を実施する。また、ハローワークにおける失業者に対する説明会等の機会を利用して、手続の周知を行う。

未適用事業所の加入促進と適用の適正化を図る。

○ 未適用事業所に対する適用対策の強化

14億円→9億円

厚生年金保険・健康保険の未適用事業所について、市場化テストのモデル事業を大幅に拡大するとともに、未適用事業所の把握に努め重点的な加入指導等を実施し、加入指導を重ねてもなお加入の届出を行わない事業所に対しては、最終的には職権適用を実施するなど、適正な対応を厳格に進める。

行政事務の合理化を図るため、業務改善や効率化を推進する。

○ 「市場化テストのモデル事業」の大幅な拡大

2億円→15億円

平成17年度から実施している市場化テストのモデル事業のうち、厚生年金保険・健康保険の未適用事業所の適用促進事業及び国民年金保険料の収納事業について、実施対象社会保険事務所を大幅に拡大する。

- ・未適用事業所の適用促進事業 : 5社保 → 104社保
- ・国民年金保険料の収納事業 : 5社保 → 35社保

(未適用事業所適用対策及び国民年金保険料収納対策の既存経費を振替)

○ 労働保険との徴収事務の一元化の推進

0.2億円【新規】

事業主の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、労働保険との徴収事務の一元化を推進する。

Ⅲ 予算執行の無駄の排除

社会保険オンラインシステムについて、最適化計画を踏まえ、抜本的に見直す。

○ 社会保険オンラインシステムの見直し

1, 178億円→1, 415億円

平成17年度に策定する「社会保険業務に係る業務・システム最適化計画」に基づき、社会保険オンラインシステムについて、これまでの随意契約を見直し、競争入札を可能とし運用調達コストを削減するためのオープン化を図り、さらにシステムを汎用性のあるものにより、効率的・効果的なシステムを構築する。（システム刷新により、大幅な運用コストの節減が可能）

○社会保険オンラインシステムの見直し

- ・次期システム作成費（平成18～22年度までの開発の初年度分） 74億円
- ・システム契約をオープン化するための費用（いわゆる残債の解消） 449億円

○平成16年年金法改正によるプログラム開発経費 149億円

調達コストの削減や調達の適正化を図る。

○ 事務コストの削減

法令上随意契約が可能な場合であっても、競争入札又は企画競争に付すことを原則とするとともに、調達委員会（社会保険事務局は契約審査会）による一定額以上の調達案件の事前審査を徹底し、調達コストの削減や調達の適正化を図る。

Ⅳ 組織改革・職員の意識改革

組織改革・職員の意識改革を実行する。

○ 「年金運営会議」及び特別監査体制の先行実施

国民の意向が十分に反映されるとともに、適正かつ効率的で透明性のある事業運営を確保するため、平成20年10月目途の年金新組織の発足に先行して、「年金運営会議」を設置するとともに、会計・業務・個人情報管理全般についての特別な監査体制を整備し、それぞれ外部専門家の登用を図る。

○ 政管健保の運営組織の見直し

平成20年秋目途の政管健保の公法人化に伴う新たな業務システムの構築に着手する。

○ 新たな人事評価システムの導入

効率的な業務運営等を実現するため、新たな人事評価システムを導入し、能力主義・実績主義に立った人事・処遇の実施を通じて、職員一人ひとりの意識改革を徹底する。

V その他

石綿による健康被害を受けた離職船員に対する無料の健康診断を実施する。

○ 無料健康診断の実施（船員保険）

4百万円【新規】

陸上労働者と同様に、石綿による健康被害を受けたことにより、船員健康管理手帳が交付された離職船員に対して、年1～2回の無料の健康診断を実施する。

年金事務費の財政上の特例措置

○ 社会保険庁の事業運営経費の圧縮

社会保険オンラインシステムを抜本的に見直し、システムを刷新するためにシステム経費は大幅に増加するが、事業運営経費全般について見直し、精査した結果、前年度予算に比べて減額

	(平成17年度)	(平成18年度)	(差引増減)
	5,324億円	4,952億円	▲371億円
(うちシステム経費)	1,178億円	1,415億円	237億円

○ 平成18年度においては、引き続き国の厳しい財政事情にかんがみ、年金事務費財源の一部に保険料を充当する財政上の特例措置を継続

保険料負担とする特例措置の対象は、国民の理解を得られるよう、保険事業運営に直接関わる適用、徴収、給付、システム経費に限定する。

(平成17年度の特例措置と同様)

	(平成17年度)	(平成18年度)	(差引増減)
特例措置額	923億円	1,004億円	81億円

【具体的な取扱い】

- 従来から国庫負担としている人件費については、引き続き国庫負担とする。
- 人件費以外の事務費について、特例措置として保険料負担とするものは、国民の理解が得られるよう、保険事業運営に直接関わる経費に限定する。
 - ・ 保険事業運営に直接関わる経費
社会保険庁と被保険者・受給者との間で行われる適用、徴収、給付に至る事務に係る経費(システム経費を含む)。
- 上記以外の経費は、国庫負担とする。
 - ・ 上記以外の内部管理事務経費
職員宿舍、公用車、福利厚生、研修等に係る経費

○ 平成19年度以降は、恒久的な措置を講ずる。